

鳳中学校PTA会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、鳳中学校PTAと称し、事務局を鳳中学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の研修と、家庭・学校・社会が互いに協力して、生活の教育的成長、福祉増進をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 教育上必要な連絡協力、研修に関すること。
- 2 教育環境の整備充実に関すること。
- 3 その他目的を達成するために必要なこと。

第2章 組織並びに任務

(組織)

第4条 本会は、鳳中学校生徒の保護者並びに在勤職員をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 1 会 長(1名)
- 2 副会長

(筆頭副会長1名、副会長4名)

- 3 監 査(2名)
- 4 学級役員
 - ・広報部役員(各学級から1名)
 - ・教養部役員(〃 2名)
 - ・環境部役員(〃 2名)
 - ・学年部役員(〃 2名)

5 事務局

・教頭 監事

6 実行委員

・会長、副会長、各専門部・学年部の部長・副部長、事務局

7 顧問

・会長を退いた者

(役員の任務)

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐する。筆頭副会長は、次年度の会長となる。会長に事故ある時はこれを代行する。
- 3 監査は、当該年度の経理を監査し、次年度の総会に報告する。
- 4 学級役員は、各学級PTAの諸活動を企画・運営するとともに、各専門部・学年部における役割を担う。
- 5 監事は会長の委嘱により、庶務会計等の事務にあたる。
- 6 実行委員は、本会の運営上必要な事項を審議及び決定をする。
- 7 顧問は会長を退いた者で、会長の相談役となる。任期は1年とする。

(専門部、学年部)

第7条 本会は、事業執行のために次の各部を設けてそれぞれ機能を分担する。

1 専門部

- ・本 部:全ての行事、企画、実施運営について連絡・調整を行う。
- ・広報部:PTA広報誌の発行(学期に1回)
- ・教養部:各種研修、教育講演会等教育向上に関すること。
- ・環境部:校内・地域の環境整備に関すること。

2 学年部

- ・学年部:学年PTAの諸活動に関すること。

(役員の選出)

第8条 本部役員の任期は2カ年とする。年度途中で役員に欠員が生じた場合は、実行委員会において選出し、任期は前任者の残任期間とする。筆頭副会長は隔年の地域の輪番制とする。本部役員を2年間務めた者は、その後の全ての本校のPTA役員を免除される。

- 1 会長、副会長、監査

新年度までに候補者を擁立し、PTA総会において会員の承認を得る。

- 2 学級役員
年度始めの学級懇談会において互選する。(委任状を事前配布)
- 3 学年部、専門部(広報部・教養部・環境部)の部長・副部長
年度始めの学年部会、専門部会において、各部ごとに部長1名・副部長1名を互選する。

(候補者選考委員会)

第9条 副会長・監査の候補者を絞り込めない場合は、候補者選考委員会を設置する。選考委員は本部役員とする。候補者が複数の場合は、投票等により選考を行う。

第9条の2 本部役員の候補者を絞り込めない場合は、抽選とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 会議は、総会・実行委員会・役員総会・各専門部会・各学年部会及び各学級役員会とし、総会・実行委員会・役員総会は会長、その他の会は部長が招集する。

(総会)

第11条 総会は、本会の最高決議機関であって、本校PTA会員により構成する。

第11条の2 総会は、次の事項を審議し決定する。

- 1 前年度の事業報告及び決算の承認
- 2 今年度の事業計画及び予算の承認
- 3 役員の承認
- 4 会則の改廃
- 5 その他必要と認めた事項

第11条の3 総会は年1回開催し、構成員の過半数以上の出席(委任状を含む)により成立する。また、必要に応じ臨時総会を開く。

第11条の4 議事は、出席者の過半数で決定する。

第4章 会計

(PTA会計)

第12条 本会の経費は、会員の会費(一般会計、部活動後援会計)、事業収入(特別会計)をもってこれにあたる。予算・決算の議決承認は総会で行い、補正予算の必要あるときは理事会で議決して執行できる。

第12条の2 一般会計の会費は会員1名につき月額 600円、部活動後援会計の会費は生徒1名につき月額1,000円とする。

(会計年度)

第13条 本会の事務会計年度は、4月1日に始まり翌3月31日に終る。

付 則

- 1 本会則は昭和36年4月1日よりこれを施行する。
- 1 昭和50年4月21日 一部改正する。
- 1 昭和54年5月16日 一部改正する。
- 1 昭和55年5月16日 一部改正する。
- 1 昭和56年5月19日 一部改正する。
- 1 昭和62年5月20日 一部改正する。
- 1 平成 4年5月12日 一部改正する。
- 1 平成 5年5月11日 一部改正する。
- 1 平成 6年5月10日 一部改正する。
- 1 平成 7年5月10日 一部改正する。
- 1 平成16年5月21日 一部改正する。
- 1 平成18年2月16日 一部改正する。
- 1 平成18年5月19日 一部改正する。
- 1 平成20年5月 9日 一部改正する。
- 1 平成21年5月 8日 一部改正する。
- 1 平成25年5月21日 一部改正する。
- 1 平成26年5月19日 一部改正する。
- 1 平成27年4月30日 一部改正する。
- 1 平成28年4月28日 一部改正する。
- 1 平成29年4月28日 一部改正する。
- 1 平成30年2月 1日 一部改正する。
- 1 令和 5年4月 1日 一部改正する。